

危機管理防災部契約業者等選定委員会要綱

(趣 旨)

第1条 危機管理防災部において執行する業務の契約にあたり、当該契約の相手方となる業者の適正な選定を図るため、危機管理防災部に契約業者等選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任 務)

第2条 委員会は、契約の相手方及び見積依頼業者の選定等に関して必要な事項を審査する。

2 前項の審査は、本庁の課長又は地域機関の長の内申に基づいて行う。

(組 織)

第3条 委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長 危機管理防災部長

副委員長 危機管理防災部副部長

委員 危機管理課長、消防課長、災害対策課長、化学保安課長

2 委員長は会務を総理し、副委員長は委員長を補佐する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(招 集)

第4条 委員会は、必要があるときに委員長が招集する。

2 委員会は、過半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係職員の出席)

第5条 委員会は、審査の内容について必要があるときには、関係職員の出席を求め、その説明を聞くことができる。

(秘密の保持)

第6条 委員会の内容又は職務上知り得た秘密は、これを漏らしてはならない。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、危機管理課に置く。

(本庁各課及び地域機関の委員会の組織等)

第8条 本庁各課及び地域機関に、当該機関の名称を冠した委員会を置く。

2 前項の委員会の組織及び運営については、当該機関の長が定める。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年3月16日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。